

空き家バンク登録の流れ

① 懇談や相談

- ・ 賃貸か売却の確認
- ・ 家の不具合などの確認
- ・ 位牌や仏壇の確認
- ・ 名義人の確認
- ・ 売却、賃貸の条件等の確認
- ・ その他



- ・ 空き家バンクの説明
- ・ 支援制度などの説明

※日常生活ができる家が対象

② 家の確認見学



※賃貸の場合は居住するための最低限の改修工事が必要となります

【空き家利活用流通促進補助金】

- ・ 補助率 1/2 で最大 90 万円の支援制度が使用できる
- ・ 10 年以上利活用すること
- ・ 町内外者問わず入居可能

【空き家再生事業補助金】

- ・ 補助率 1/2 で最大 200 万円の支援制度が使用できる
- ・ 10 年以上は移住者向けに住宅を提供すること
- ・ 入居者は**県外の方に限られる**

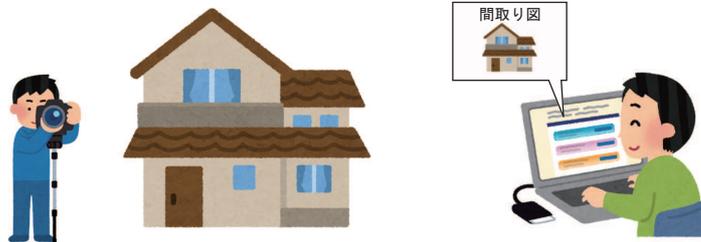
③ 登録申請書の提出

- ・ 家の金額や設備の詳細などの確認
- ・ ホームページへの掲載確認

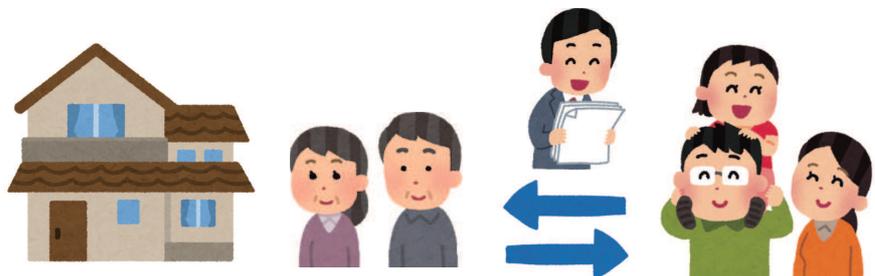


空き家バンク
登録用紙

④ 撮影と間取り図制作と掲載



⑤ 紹介と案内



・ 売買・賃貸契約についてはご本に通して行っていただきます